

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月2日（月）午後2時55分から午後3時27分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士		
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
		20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
		12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄		
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示

4. 欠席委員（5名）

農業委員

16番 堀田 善春

19番 山口 一光

最適化推進委員

11番 佐々木 新仁

20番 森崎 正

23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

9番 末光 亨

10番 清家 儀三郎

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第4号 諸証明について

報告第5号 農地法第4条・5条許可について

報告第6号 農地転用事業計画変更申請書について

(令和6年10月16日～令和6年11月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和

農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳

一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 21 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 6 年 12 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告をお願いします。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、堀田委員、山口委員、佐々木委員、森崎委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に末光委員、清家委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 6 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 6 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、今月は 10 件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書 6 ページから 7 ページに記載しておりますので、確認をお願いします。事案別の農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、

お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、失礼いたします。77番、78番についてご説明いたします。まず77番でございますが、◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇なのですが、◇◇◇◇ということで、その後、◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇さんの土地から◇◇◇◇して耕作をされる、ということです。特に問題はないと思います。

続きまして78番でございますが、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にお住まいでしたが、もう現在は東◇◇◇◇に帰られております。その土地を今度、◇◇◇◇さんが耕作をされるということですが、特に問題はないと思います。以上です。

《上谷委員》

79番についてご説明します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに耕作の依頼をし、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇を始めるということです。◇◇◇◇さんは大変意欲のある農家なので、何ら問題ないと思います。

《高木委員》

80番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇をやっておられまして、◇◇◇◇も出しておられますが、◇◇◇◇から◇◇◇◇へ行って作るというのも、もう無理だということで、だから私がということで◇◇◇◇さんが引き受けるということになっております。別段、あれはないと思います。

《兵頭委員》

81番について説明させていただいたと思います。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇に隣接する畑なのですが、◇◇◇◇さん、縁◇◇◇◇に◇◇◇◇おりますので、◇◇◇◇さんが従来から草刈と保全をされておりました。◇◇◇◇さんも、◇◇◇◇なので譲っていただけませんかという形にお願いしたら、◇◇◇◇さんもうどうぞ、という円満な話でございます。問題はないと思っております

《上甲委員》

82番、83番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇されるようになりました。◇◇◇◇さんは地域で熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。

《宮河委員》

84番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇耕作していました。この度、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇したいということで、◇◇◇◇するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《船田委員》

85番について説明します。この人も、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇におられて、◇◇◇◇さんの宅地の一帯が◇◇◇◇があつて、そこを◇◇◇◇耕作されるそうです。何ら問題ないと思います。

《木村委員》

86番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に住んでおりますが、◇◇◇◇にも耕作ができないということで耕作される方を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります、◇◇◇◇であり協力して耕作していくということで、特に問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、上甲委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。上甲委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は一般個人住宅が1件、分譲住宅が1件

の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山田委員》

失礼いたします。当議案番号22番、23番について説明をさせていただきます。22番についてですけれども、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇です。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇、ということで話がまとまりました。まだ働き盛りなんで、これから頑張ってくれるものと思います。特に問題はないと考えます。

それと、23番ですが、◇◇◇◇さんと譲渡人の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で◇◇◇◇に所属しております。長いことおつき合いがあるので、これからも協力して、家を建てる件に関しては協力してくれるものと思います。特に問題はないと思います。

《高木委員》

24番について説明いたします。◇◇◇◇さんはも◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇さんとの話し合いで転売するということになりまして。◇◇◇◇さんの方は、そこへ分譲地をこしらえて三等分の分譲地にして販売をするということですが、念のため、近くの農業をやってる知り合いに聞いたところ、横に給食センターがありまして、生活排水とか何とかも、給食センターの排水の方へつなぐということで、別に問題はないということでしたので、そのあとも別に問題はないと思われます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年12月9日となっております。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規12件32,579.00㎡、更新11件41,470.00㎡、計23件74,049.00㎡となっております。所有権の移転は、吉田地区で2件9,747.00㎡となっております。

今月の利用権設定、所有権の移転農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。100番について説明いたします。この案件は更新であります。利用権の設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目に農業に取り組んでおられ、問題ありません。

《氏原委員》

101番について説明いたします。101番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するということなので、問題ありません。

《井上惣一委員》

102番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんと話がまとまり、◇◇◇◇さんが作るようになりました。真面目にやっておられる方で何ら問題ありません。以上です。

《小清水委員》

103番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇、家

も近くでございます。更新でございますが、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ことでございます。◇◇◇◇さんがこれまでも耕作しておりましたが、◇◇◇◇さんの方は◇◇◇◇も一生懸命農業に従事されておりました。労働力的には十分ありますので、何ら問題はないかと思います。以上です。

《宮河委員》

104番について番説明いたします。104番は更新であります。設定を受け◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作することなので、問題ありません。

105番、106番について説明いたします。105番106番とも更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作することなので、問題ありません。以上です。

《木村委員》

107番について説明をします。107番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目で広く農業に取り組んでおります。今までどおり耕作をしていくということなので、特に問題ありません。

《松浦委員》

108番、109番について説明します。◇◇◇◇さん、もうちょっと耕作できないということで、新規ですが、◇◇◇◇さんがやってやる、ということで話がまとまりました。特に問題はないと思います。

109番、◇◇◇◇さんもうちょっと農業もできないということで、近くで作業されております◇◇◇◇さんがそのあと引き継いで、新規で受けてやりますということで、特に問題はないと思います。

《上甲委員》

110番について説明します。◇◇◇◇さんの農地は◇◇◇◇でございます。そのあと◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さん◇◇◇◇ですが、元気に農業されておりますので、問題ないと思います。

《竹葉委員》

111番について説明します。111番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは高齢ですが、現在健康上の問題はなく引き続き耕作されとのことで、問題ないと思います。

112番について説明します。112番は更新です。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、耕作する上で非効率な当該農地を◇◇◇◇さんに引き続き耕作依頼する事案です。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇熱心に農業に取り組まれており、問題ありません。

113、114、115、116飛ばして117、118番について説明します。この5件の事案について、利用権の設定等を受けて耕作されていた方が高齢な上に病

弱で耕作できなくなり、◇◇◇◇さんが全て引き継いで耕作されることになりました。◇◇◇◇さんは積極的に農業に取り組まれており、また地域の営農においても貴重な存在です。5件の事案、なんら問題ありません。

ちょっと前後しますが、116番について説明します。116番は更新です。引き続き、◇◇◇◇さんが耕作されるとのことで、問題ありません。

119番について説明します。119番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは、長きにわたり真面目に農業に取り組まれており、引き続き耕作されることを確認しており、問題ありません。以上です。

《高木委員》

120番について説明いたします。◇◇◇◇君は、この他にも自分でようやらなくなったとか年を取った人たちの田んぼを、畑を、何枚も当たっていて、非常にもう、農業一本で真面目にやられている方です。それで、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に移住されておりまして、こっちではようやらないというので、誰かいい人いないかなといったら、みんながちょうど◇◇◇◇君がいいんじゃないかという推薦を受けたそうで、作るということになって、やられております。別に問題はないと思われます。

《岡山委員》

121番について説明説明いたします。◇◇◇◇さんは前々から、◇◇◇◇に◇◇◇◇の耕作を依頼しています。今回も5年の契約で更新することになりました。何も問題はないと思います。

《和田委員》

122番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、◇◇◇◇さんに耕作をお願いしたそうです。問題ないと思います。

《上谷委員》

24番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にあり、◇◇◇◇さんの◇◇◇◇と◇◇◇◇さんの間で◇◇◇◇がまとまっていたわけなんです、◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇をされました。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんで、◇◇◇◇されたということです。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇されていて、とても熱心な方ですので、何ら問題ないと思います。

《加賀山委員》

25番について説明します。◇◇◇◇から◇◇◇◇ということです。◇◇◇◇さんは、農業ができないということで、近くに住まわれている◇◇◇◇さんが耕作されていました。この度、◇◇◇◇がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用
集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定
いたします。

以上で令和6年12月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
